

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、日本が抱える社会課題は、環境、資源、労働、教育など多岐にわたり、その中でも「少子高齢化」「労働力不足」「自然災害」「医療や福祉の未整備」等の課題は私たちの生活に大きな影響を与える恐れがあるものです。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響により浮き彫りとなった諸問題により人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しました。このような中、以前にも増して、障がいのある人々の声をもとに誰もが暮らしやすい社会づくりが実現されることを望む声が高まっています。

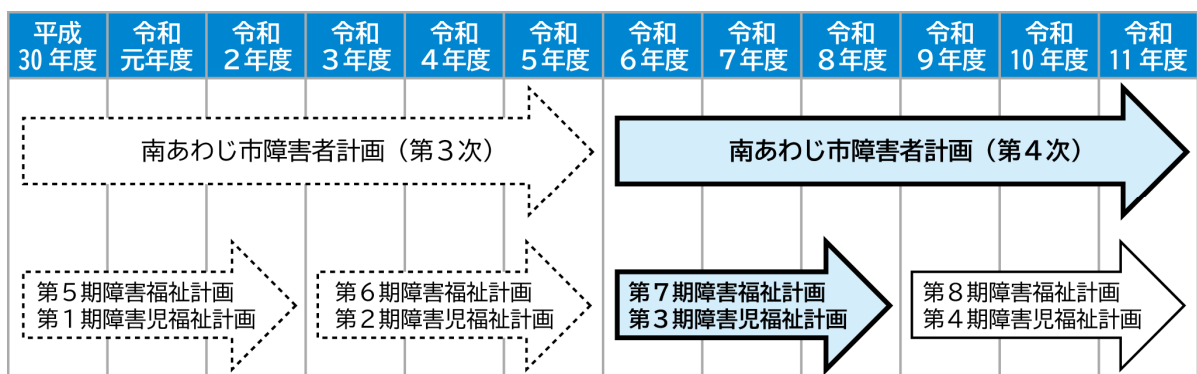
こうした中、国では、令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」を公布、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」に可決（令和6年4月施行）と、次々と制度の整備が進められてきました。

南あわじ市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に「南あわじ市障害者計画（第3次）及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和3年3月に「南あわじ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策に取り組んできました。「南あわじ市障害者計画（第3次）及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の期間の終了に伴い、近年の障がいのある人を取り巻く環境やニーズに対応するとともに、障がい者施策を一層推進するために、「南あわじ市障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の期間

本計画の期間は、「南あわじ市障害者計画（第4次）」については、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

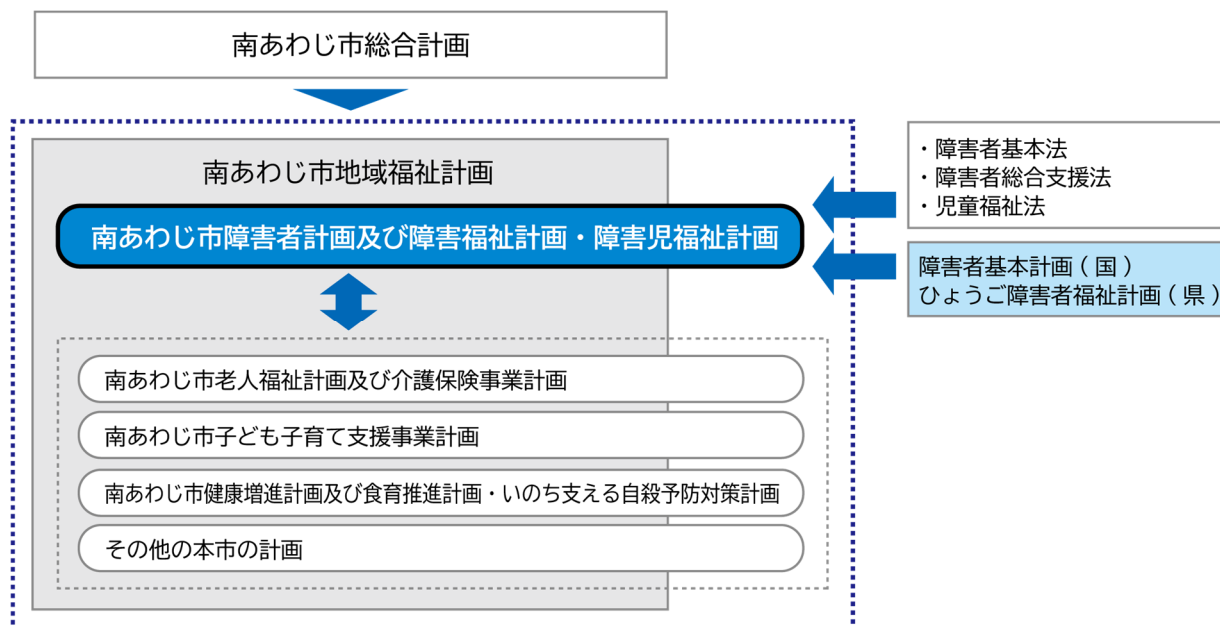


3. 計画の位置づけ

「南あわじ市障害者計画（第4次）」は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めて、今後の障がい者施策推進の基本となるものです。

「第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本指針に即して障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める「市町村障害福祉計画」であり、「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るものです。

なお、いずれの計画も、「南あわじ市総合計画」を上位計画とし、「南あわじ市地域福祉計画」をはじめとする関連する計画との整合性を図るとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を勘案して策定しています。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健福祉医療関係者、障がい者団体関係者、行政関係者、公募委員等で構成される「南あわじ市障害福祉計画等策定委員会」において計画内容について審議を行いました。

また、市民のニーズを把握・反映させるため、市民の方へのアンケート調査を実施しました。さらには、障害福祉サービス事業者や当事者団体等から、本市の障がい施策などに関して意見聴取を行いました。